

(保育を行う日及び時間等)

第5条 本園の保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。

休日及び年末年始 12月29日から31日及び翌年1月3日を除く。

2 その他理事長が必要と認めた日。

3 本園の保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時まで延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、16時から19時まで延長保育を提供する。

(3) 休日保育

就業形態の多様化に対応するため、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に保育を提供する。

(4) 一時預かり保育

一時的に保護者の病気等により家庭での保育が困難になった場合や、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するための保育を提供する。